

公益社団法人長野県私学教育協会 退職資金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県私学教育協会定款（以下「定款」という。）第4条第2号に規定する退職資金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(異動報告)

第2条 会員が、その会員に勤務する教職員等に関し、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その生じた日から10日以内に異動報告書を提出しなければならない。

- (1) 新たに就職したとき
- (2) 休職又は停職したとき
- (3) 死亡、退職又は資格に変動が生じたとき
- (4) 氏名に変更があったとき

2 会員は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、速やかに異動報告書を本会に提出しなければならない。

- (1) 会員の名称、住所又は代表者（法人等の代表者並びに本会への届出をした代表者）に異動があったとき
- (2) 新たに学校を設置し、又は廃止したとき
- (3) 設置する学校の名称又は位置を変更したとき

3 会員が解散したときは、その解散のときに、会員の代表者であった者は速やかに異動報告書を本会に提出しなければならない。

4 前3項の規定により既に報告した事項に誤りがあったため、これを訂正する場合も前3項と同様とする。

(退職資金の額)

第3条 本会が交付する退職資金の額は、退職した者の平均標準給与月額に別表に掲げる勤務期間及び同表上欄に掲げる退職事由による区分に応じ、その下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

(公務によることの認定の基準)

第4条 退職の事由となった傷病又は死亡が、公務上のものであるかどうかは、本会の理事長が認定する。

(退職資金の請求手続)

第5条 退職資金の交付を受けようとする会員は、退職資金交付請求書を本会に提出しなければならない。

(添付書類)

第6条 退職資金の交付を受けようとする会員は、退職した者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に定める書類を前条の規定する書類に添付しなければならない。

- (1) 傷病による場合、傷病の経過及び現状を詳細に記載した医者の診断書
- (2) 死亡による場合、死亡者の戸籍謄本

(裁定)

第7条 本会は、退職資金交付請求書を受領したときは、これを審査し、不備な点がなく、かつ退職した者にかかる退職資金の交付を受ける正当な理由があると認めたときは、速やかに退職資金裁定通知書及び退職資金支払通知書をその会員に交付する。

- 2 前項の場合において、請求書類に不備の点があると認めるときは、相当の期間を定めて、その不備の点について補正させることができる。
- 3 第1項の場合において、その会員が退職資金の交付を受ける正当な理由がないと認めるときは、理由を付してその請求書類をその会員に返戻する。

(特別の場合の暫定的裁定)

- 第8条 本会は、退職資金の交付の請求書類によって証明しようとする事実の一部について争いがあり、十分な証明がなされない場合に、その部分以外の事実については、十分な証明がなされ、その証明された事実の部分のかかる退職資金を交付することができるときは、まずその事実について裁定することができる。
- 2 本会は、前項の争いがあり、裁定しなかった部分について後に十分な証明がなされたときは、前項の裁定を訂正する。

(領収証)

- 第9条 退職資金の交付を受けた会員は、速やかに領収証を本会に提出しなければならない。
- 2 前項の会員は、その交付を受けた退職資金により退職した者又はその遺族に退職金を給付したときは、速やかに領収証を徴し、その写しを本会に提出しなければならない。

(病状の判定)

- 第10条 本会は、教職員の退職が傷病によるものかどうかの判定をする場合にあっては、第6条第1項に規定する医師の診断書に基づいて、本会の指定する専門医師の意見を聞いて行わなければならない。
- 2 前項の場合、本会が必要と認めるときは、その退職した者に対して本会の指定する医師の診断を受けさせることができる。

(改姓等の場合の措置)

- 第11条 退職した者が婚姻その他の理由により退職前の氏名と異なることになった場合においては、戸籍抄本をその請求書類に添付しなければならない。

(退職後死亡の場合の退職資金の取扱い)

- 第12条 退職した者(第17条本文の規定に該当し、裁判の係争中のものを含む。)が死亡した場合であって、いまだその者にかかる退職資金の交付を受けようとするときは、会員はその遺族のために、その死亡した者にかかる退職資金を請求することができる。
- 2 前項に規定する死亡した者にかかる退職資金の交付を受けようとするときは、その者が死亡しなかったと仮定した場合の請求書類に、第6条第2号に規定する書類を添付しなければならない。

(勤務期間の計算)

- 第13条 退職資金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員として引き続いた在職期間による。ただし、その期間の起算日は、その教職員の所属する学校法人等が、本会の会員となった日(本会の設立の日の属する月に会員となった学校法人等に所属する教職員については、昭和42年4月1日)より前にさかのぼらないものとする。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、その教職員が本会の登録を受けた日(その教職員にかかる負担金が昭和42年4月分から払い込まれている場合にあっては、昭和42年4月1日)の属する月から、退職した日の属する月までの月数による。
 - 3 前2項による在職期間のうちに、当該会員が本会に納入すべき負担金について未納の期間があるときは、その未納期間にかかる月数は前2項により計算した勤続期間から控

除する。

- 4 教職員が退職した場合（第15条第1項各号の1に該当する場合を除く。）において、その者が退職した日又はその翌日に再び会員に所属する教職員となったときは、前3項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。この場合においては、その教職員がその退職の直前に所属していた会員及びその退職の直後に所属した会員は、ともに当該事由の発生の日から10日以内に、その教職員の勤続期間の通算にかかる届出を提出しなければならない。
- 5 前4項による在職期間のうち、休職又は停職により現実に職務に従事することを要しない期間がある月（現実に職務に従事することを要する日が15日以上あった月を除く。）が1以上あったときは、その月数を前各号の規定により計算した在職期間から除外する。ただし、会員が本会に対し、その者の当該要しない期間にかかる負担金を継続して払い込んでいた場合は、この限りでない。
- 6 前5項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、第3条別表の傷病又は死亡により退職した者及び公務上の疾病又は死亡により退職した者にあつては、その在職期間が1年未満の場合は、これを1年とする。

（標準給与の届出）

第14条 会員は、毎年7月1日現在の教職員の給料又はこれに相当するものの月額に基づいて標準給与を計算し、その年の7月15日までに私立学校教職員共済法施行規則の規定に準じて、標準給与基礎届を本会に提出しなければならない。

（退職資金の交付制限）

第15条 次の各号の1に該当する教職員にかかる退職資金は、交付しない。

- (1) 懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
 - (2) 条件付採用期間中の者
- 2 教職員が退職した場合において、その者が退職した日又はその翌日に再び会員に所属する教職員となったときは、当該教職員が会員に退職資金の支給を申し出た場合を除き、その退職にかかる退職資金は交付しない。

（遺族の範囲及び順位）

第16条 会員が退職金を支給する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出はしてないが、教職員の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、教職員の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、教職員の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が、会員から退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつて、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にするものとする。

3 会員からの退職金に支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合は、会員は、その額をその人数によって等分して支給するものとする。

(起訴中に退職した場合の退職資金の取扱い)

第17条 教職員が、刑事事件に関し起訴された場合で、その判決の確定前に退職したときは、退職資金は交付しない。ただし、禁固以上の刑に処されなかったときは、この限りでない。

(審査の請求)

第18条 教職員の資格の得喪、退職資金の交付に関する事項、負担金の納入に関する処分等に関し異議のある者は、本会に対し、文書又は口頭を以て審査の請求をすることができる。

2 前項の規程による審査の請求に対し、本会は、その請求を受理した日以後速やかにその請求について審査し、決定しなければならない。

(この規程の変更)

第19条 この規程を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(この規程の実施に関し必要な事項)

第20条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

(用語の定義)

第21条 本規程における用語の定義は、社団法人私学教育協会退職資金給付事業業務方法書と同一とする。

附 則

この規程は、定款の施行日から施行する。(昭和42. 8.21 施行)

附 則

この規程は、昭和43年1月10日以後新たに又は再び教職員となった者について適用し、同日前から引き続いて教職員であった者については、なお従前の例による。

(昭和43. 1. 9 改正)

附 則

この改正規定は、昭和58年10月1日から施行する。(昭和58. 3. 4 改正)

附 則

この改正規定は、平成7年1月1日から施行する。(平成 6 11.11 改正)

附 則

この改正規定は、平成11年4月1日から適用する。(平成10. 6.25 改正)

附 則

この改正規定は、平成12年4月1日から適用する。(平成12. 3.14 改正)

附 則

この改正規定は、平成15年2月27日から適用する。

附 則
この改正規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則
この改正規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則
この改正規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則
この改正規定は、平成20年4月1日から適用する。 (平成19.12.20改正)

附 則
この改正規定は、平成20年10月28日から適用する。 (平成20.10.28改正)

附 則
この改正規定は、社団法人長野県私立学校教職員退職社団及び社団法人長野県私学振興協会の合併の登記の日から適用する。 (平成24.2.1改正)

附 則
この規程は、公益社団法人長野県私学教育協会定款の施行の日から適用する。 (平成25.4.1)